

福岡県医発第1966号(地)
平成20年 2月 1日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

後期高齢者医療制度の実施に伴う審査支払について

平成20年4月1日より施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」により、県内の全市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合を運営主体、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満のうち寝たきり等の者を被保険者（生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く。）として、後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、後期高齢者医療に係る審査支払事務については、福岡県国民健康保険団体連合会において実施されます。

そこで、平成20年4月診療分からの後期高齢者医療に係る診療（調剤）報酬等の請求先、請求方法等について各保険医療機関等に通知する旨、福岡県後期高齢者医療広域連合並びに福岡県国民健康保険団体連合会の連名で別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





19 福高医事第 295 号

福国保連第 185 号

平成 20 年 1 月 29 日

福岡県医師会

会長 横倉 義武 様

福岡県後期高齢者医療広域連合

連合長 江 藤 守

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 井 上 澄 和



後期高齢者医療制度の実施に伴う審査支払について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 4 月に施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」により、県内の全市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合を運営主体、75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満のうち寝たきり等の者を被保険者（生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く。）として、後期高齢者医療制度が実施されます。

また、後期高齢者医療に係る審査支払事務については、福岡県国民健康保険団体連合会が実施いたします。

つきましては、平成 20 年 4 月診療分からの後期高齢者医療に係る診療（調剤）報酬、訪問看護療養費及び柔道整復施術療養費の請求先、請求方法等について各保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション及び柔道整復師施術所あて別添のとおり通知いたしましたので、お知らせいたしますとともに、会員への周知方お願い申し上げます。



(別 添)

19 福高医事第 296 号
福 国 保 連 第 186 号
平成 20 年 1 月 29 日

{ 各保険医療機関・保険薬局 }
{ 訪問看護ステーション } 御中

福岡県後期高齢者医療広域連合
連 合 長 江 藤 守 國
(公 印 省 略)
福岡県国民健康保険団体連合会
理 事 長 井 上 澄 和
(公 印 省 略)

後期高齢者医療制度の実施に伴う審査支払について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 4 月に施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」により、県内の全市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合を運営主体として、後期高齢者医療制度が実施されます。

また、後期高齢者医療に係る審査支払事務については、福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が実施いたします。

つきましては、平成 20 年 4 月診療分からの後期高齢者医療に係る診療（調剤）報酬、訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の請求に際しては、下記の点についてご留意いただきますようお願いいたします。

なお、平成 20 年 3 月診療分までの老人保健に係る診療報酬等の請求については、従前どおり変更ありませんので、念のため申し添えます。

記

1	後期高齢者医療の被保険者	75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満のうち寝たきり等の者が対象となります。 (生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く。)
2	レセプト等の提出先	平成 20 年 4 月診療分から（後期高齢者医療）・・・国保連合会 平成 20 年 3 月診療分まで（老人保健）・・・従前どおり加入する保険制度により、 国保連合会又は社会保険診療報酬支払基金への請求となります。
3	被保険者番号等	平成 20 年 4 月診療分からの後期高齢者医療は、新たに設定される保険者番号及び被保険者番号にて請求することとなります。
4	診療報酬等の請求書様式・請求方法等	診療報酬等の請求書の様式や請求方法等につきましては、請求に関する厚生労働省令等が示された後に国保連合会からお知らせいたします。